

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状に鑑み、本市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する者をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者(市内に通勤又は通学する市外居住者を含む。)をいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、関係機関及び関係団体の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、市民等、関係機関及び関係団体と相互に連携協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求(第7条において「不当要求」という。)に応じないよう努め、また、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第6条 市は、市民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るため、関係機関と連携して、市民等に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動実態等の周知並びに暴力団の排除のための広報及び啓発を行うものとする。
- 3 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認めるときは、必要な保護措置を講ずるよう関係機関に対して要請するものとする。

(不当要求に対する措置)

第7条 市は、公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための体制の整備、不当要求に対する統一的な対応方針の策定その他不当要求を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務事業における措置)

第8条 市は、公共工事その他の市の事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団に利益を与えることとならないよう、市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関し、当該契約の相手方及び当該契約に関連して当該相手方と下請負、代理、媒介等の関係にある者が暴力団関係者でないことの確認、関係機関への照会等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項に定める契約を書面で締結するときは、次に掲げる事項を当該書面に定めるものとする。

- (1) 契約の相手方が暴力団関係者であることが判明した場合には、市が催告することなく当該契約を解除することができること。
- (2) 市との契約に関連して相手方と下請負、代理、媒介等の関係にある者が暴力団関係者であることが判明した場合には、市が当該相手方に対し当該下請負等の関係を解消する等の必要な措置を講ずるよう求めることが

できること及び市の求めにもかかわらず当該相手方が正当な理由なく当該求めを拒否したときは、市が催告することなく当該契約を解除することができること。

(県への協力)

第9条 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、茨城県に対し、当該情報を提供するものとする。

(青少年に対する教育等)

第10条 市は、その設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団員等に対する利益供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長させ、若しくは暴力団に利益を与える目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(祭礼等の行事からの暴力団の排除)

第13条 祭礼、興行その他の公共の場所において不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事を主催する者又はその運営に携わる者(以下この条において「行事主催者等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。

(2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、これを関与させること。

(3) 当該行事において、みこし等の巡行に参加しようとする者が暴力団員等であることを知りながら、これを参加させること。

2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講じなければならない。

3 市又は行事主催者等は、当該行事において、暴力団又は暴力団員等が当該行事の運営に支障を来す行為をしたとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は市民、行事の参加者等に迷惑をかけ、若しくは危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察に対し、当該行事における安全を確保するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。